

# 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高情報のマイナポータル連携に関するFAQ

(令和7年2月14日更新)

## 目次

問1	年末残高情報とは何ですか。 .....	1
問2	年末残高情報のマイナポータル連携は、いつから利用できるようになりますか。 .....	1
問3	年末残高情報は電子データでしか取得できないのでしょうか。 .....	1
問4	年末残高情報の自動入力を利用するために、何か事前に準備をする必要はありますか。 .....	2
問5	どうすればマイナポータル連携を利用して年末残高情報を自動入力できますか。 .....	2
問6	年末残高情報を取得するためのマイページでの事前準備について教えてください。 .....	2
問7	マイページでの事前準備は、毎年行う必要がありますか。 .....	3
問8	給与所得の源泉徴収票情報を取得するために、既にマイページでの事前準備を行っているのですが、年末残高情報を取得するために改めての手続は必要ですか。 .....	3
問9	情報取得希望の登録を行った後に利用者識別番号を変更した場合、再度、情報取得希望の登録は必要ですか。 .....	3
問10	年末残高情報をマイナポータルで連携可能であることは、どうすれば分かりますか。 .....	4
問10-2	メッセージボックスに格納される年末残高情報の確認方法を教えてください。 .....	5
問10-3	メッセージボックスに格納される年末残高情報ではどのような情報が確認できますか。 .....	5
問11	確定申告書等作成コーナーで確定申告書を作成する際、年末残高情報がマイナポータル連携の対象情報として表示されません。なぜでしょうか。借入先の金融機関へ住宅ローン控除の適用申請書を提出しており、金融機関は e-Tax を利用して年末残高調書を税務署に提出していると聞いています。 .....	6
問12	マイページでの事前準備を行いました。年末残高情報のマイナポータル連携ができません。なぜでしょうか。 .....	6
問13	マイページでの事前準備はいつまでに行えば良いですか。 .....	7
問14	年末残高情報は毎年取得できるのですか。 .....	7
問15	住宅購入後、住宅ローン控除の確定申告を行っていないのですが、過去何年間分の年末残高情報を取得できますか。 .....	7
問16	確定申告期間中に住宅ローン控除の確定申告を行わなかったのですが、年末残高情報は年中マイナポータル連携可能ですか。 .....	7
問17	年末残高情報のマイナポータル連携を利用して初めて住宅ローン控除の確定申告を行いました。翌年以降の申告方法について教えてください。 .....	8
問17-2	勤務先の年末調整で、e-Tax のメッセージボックスに格納された控除証明書を使用しようとしたのですが、勤務先が電子的控除証明書の受付に対応しておらず、書面の控除証明書が必要と言われました。どうすればいいですか。 .....	8
問18	年末残高情報を利用して住宅ローン控除の確定申告を行いました。控除証明書は e-Tax ではなく書面交付を希望しました。翌年以降の申告方法等はどうかになりますか。 .....	8

### 問1 年末残高情報とは何ですか。

- 納税者の方が住宅ローン控除の確定申告等で活用いただくため、借入先である金融機関等から税務署に提出された年末残高調書を基に国税庁が提供する電子データ（XML形式）です。
- 令和6年分以降の所得税の確定申告において、国税庁ホームページ「[確定申告書等作成コーナー](#)」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータル経由で年末残高情報を連携し、確定申告書の該当項目に自動で入力することができます（マイナポータル連携）。
- 年末残高情報が自動入力の対象になるためには、借入先である金融機関等が税務署へ「年末残高調書」を期限内にe-Tax又は認定クラウド等により提出していることなど、一定の条件があります。年末残高調書を提出している金融機関等については、[「調書方式」に対応した金融機関の一覧](#)をご確認ください。
- 年末残高情報の連携に当たっては、申告される方が、あらかじめe-Taxのマイページにおいて、e-Taxからの情報取得を希望する旨の登録を行うとともに、マイナンバー等の提供を行っていただく必要があります。

### 問2 年末残高情報のマイナポータル連携は、いつから利用できるようになりますか。

- 令和6年分以降の確定申告において、年末残高情報（年末残高調書を提出している金融機関等からの借入に係るものに限り）をマイナポータル連携で利用できるようになります。
- 利用に当たっては、申告される方が、あらかじめマイナポータルとe-Taxの連携設定のほか、e-Taxのマイページにおいて、e-Taxからの情報取得を希望する旨の登録を行うとともに、マイナンバー等の提供を行っていただく必要があります。
- マイページでの登録方法等の詳細は、国税庁ホームページ「[e-Taxからの情報取得について](#)」をご確認ください。
- 年末残高情報をマイナポータルで連携可能となった方には、e-Taxのメッセージボックスに年末残高情報を格納した旨の通知が届きます。この通知を受け取った後、年末残高情報のマイナポータル連携をご利用になれます。
- ただし、年末残高情報を取得可能となる条件を満たしてから、メッセージボックスに通知が届くまでには日数を要します。詳しくは[問10「年末残高情報をマイナポータルで連携可能であることは、どうすれば分かりますか。」](#)をご確認ください。

### 問3 年末残高情報は電子データでしか取得できないのでしょうか。

- 国税庁から提供する年末残高情報は、電子データ（XML形式）での提供のみになります。
- 年末残高情報については、国税庁ホームページ「[確定申告書等作成コーナー](#)」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータル連携を利用いただくことで、確定申告書の該当項目に自動で入力することができるほか、e-Taxのメッセージボックスからダウンロードすることもできます。
- 年末残高情報のマイナポータル連携をご利用いただくためには、事前の準備が必要ですので、e-Taxやマイナポータル連携を利用するための手続きがまだお済みでない場合は、お早めに準備をお願いします。
- 詳細は、国税庁ホームページ「[e-Taxからの情報取得について](#)」をご確認ください。

**問4 年末残高情報の自動入力を利用するために、何か事前に準備をする必要はありますか。**

- e-Tax とマイナポータルを連携させるための事前準備や、e-Tax のマイページにおいて情報取得を希望する旨の登録を行うとともに、カナ氏名の入力やマイナンバー等の提供を行っていただく必要があります。なお、この手続はマイナンバー等の変更がない限り、初回のみの手続となります。
- 詳細は、国税庁ホームページ「[e-Tax からの情報取得について](#)」をご確認ください。

**問5 どうすればマイナポータル連携を利用して年末残高情報を自動入力できますか。**

- マイナポータル連携を利用して年末残高情報を自動入力するためには、借入先の金融機関等において、次の対応がされていることが必要です。
  - ① 申告される方の年末残高調書を税務署へ期限内に e-Tax 又は認定クラウド等により提出していること。
  - ② 年末残高調書に、申告される方の「マイナンバー又は利用者識別番号」、「氏名」、「住所」、「生年月日」等の情報が漏れなく正しく入力されていること。
- また、申告される方には、年末残高情報を取得するため事前に次の手続を行っていただく必要があります。
  - ① マイナンバーカードを用いて e-Tax を利用する（マイナンバーカード方式）ための手続  
詳しくは「[マイナンバーカード方式について](#)」をご確認ください。
  - ② マイナポータルの利用者登録及びマイナポータルの「外部サイトとの連携」機能から「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」と連携設定
  - ③ e-Tax のマイページから、e-Tax からの情報取得を希望する旨の登録及びマイナンバー等の提供
- なお、マイナポータルの「[確定申告の事前準備](#)」ページ（外部サイト）から、上記の手続を一連の流れで行うことが可能です。詳細は、国税庁ホームページ「[e-Tax からの情報取得について](#)」をご確認ください。「確定申告の事前準備」ページには、マイナポータルアプリからもアクセスいただけます。
- これらの条件を満たす場合、国税庁ホームページ「[確定申告書等作成コーナー](#)」からマイナンバーカードを利用して e-Tax で申告する際、マイナポータルと連携することにより、年末残高情報を確定申告書の該当項目に自動で入力することが可能になります。

**問6 年末残高情報を取得するためのマイページでの事前準備について教えてください。**

- マイナポータルの「[確定申告の事前準備](#)」ページ（外部サイト）から、「証明書等の選択」において「住宅ローン控除」から「国税庁（住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等情報）」を選択して事前準備を進めることにより、e-Tax のマイページ「マイナンバーカードによる本人確認／情報取得希望」画面にアクセスします（マイナポータルへのログイン時にマイナンバーカードの読取りが必要です）。  
なお、「確定申告の事前準備」ページには、マイナポータルアプリからもアクセスいただけます。
- 「マイナンバーカードによる本人確認／情報取得希望」画面の案内に沿って、e-Tax からの情報取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバーカードによる券面事項の読取りと本人確認を行ってください。
  - ※ マイナンバーカードの読取りには、券面事項入力補助用パスワード（4桁の数字）及び署名用電子証明書パスワード（6桁～16桁の英数字）の入力が必要です。
- なお、初めて e-Tax をご利用になる場合やマイページ上でマイナンバーカードによる本人確認を行

っていない場合等については、マイナンバーカードで e-Tax にログインを行った際に同様の画面が表示されますので、手続きを行ってください。

- マイナポータルでの画面遷移イメージは、国税庁ホームページ「[e-Tax からの情報取得について](#)」の「[3 事前準備の流れ](#)」をご確認ください。

**問7 マイページでの事前準備は、毎年行う必要がありますか。**

- マイページでの、e-Tax からの情報取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバー等の提供については、マイナンバーや氏名等の変更がない限り、1 回のみ手続きを行っていただければ、翌年以降は不要です。
- この事前準備は「給与所得の源泉徴収票情報」のマイナポータル連携を利用するための事前準備と共通の手続きとなりますので、「給与所得の源泉徴収票情報」のマイナポータル連携を利用するため、既にマイページでの事前準備を行っている場合については、年末残高情報を利用するに当たって、改めての手続きは不要です。
- なお、住宅ローン控除について、初年度の確定申告を行った場合は、翌年以降、年末残高情報は格納されません。詳しくは、[問 14「年末残高情報は毎年取得できるのですか。」](#)をご確認ください。
- マイページでの事前準備がお済みの方で、転居による住所の変更や婚姻による氏名の変更などが生じて電子証明書が失効した場合は、新しい電子証明書の取得等を行った上で、改めて事前準備の手続きが必要となります。新しい電子証明書の取得等については、e-Tax ホームページ「[個人の住所、氏名変更（転居による住所の変更や、婚姻による氏名の変更など）、又は、法人の所在地の異動、法人名称変更や代表者の交代など、すでに利用している電子証明書の内容に変更が生じた場合は、どうすればいいですか。](#)」をご確認ください。

**問8 給与所得の源泉徴収票情報を取得するために、既にマイページでの事前準備を行っているのですが、年末残高情報を取得するために改めての手続きは必要ですか。**

- e-Tax マイページでの事前準備については、「給与所得の源泉徴収票情報」を取得するための事前準備と共通の手続きとなりますので、既にマイページで、e-Tax からの情報取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバー等の提供を行っている場合については、改めての手続きは不要です。この手続きは、マイナンバーや氏名等の変更がない限り、初回のみの手続きとなります。

**問9 情報取得希望の登録を行った後に利用者識別番号を変更した場合、再度、情報取得希望の登録は必要ですか。**

- 利用者識別番号の再取得（変更）を行った場合、旧（変更前）利用者識別番号で実施したマイページでの登録内容は引き継がれませんので、年末残高情報を取得するためには、改めて情報取得を希望する旨の登録等、再度の事前準備が必要です。
- なお、利用者識別番号の再取得（変更）を行うと、過去に e-Tax のメッセージボックスに格納された情報（年末残高情報を含みます。）を確認することはできなくなります。
- また、「住宅ローン控除の適用申請書」において、マイナンバーに代えて利用者識別番号を記載して金融機関等に提出している場合で、変更後の利用者識別番号が年末残高調書に記載されない場合は、年末残高情報を取得することができなくなりますのでご注意ください。利用者識別番号の変更後も年末残高情報を取得可能とするためには、変更後の利用者識別番号を金融機関へ提出いただくようお願い

いします。

- 年末残高情報を取得できない（マイナポータル連携を利用できない）場合は、住宅ローンの返済計画表等から年末残高を確認いただき、確定申告を行ってください。

**問10 年末残高情報をマイナポータルで連携可能であることは、どうすれば分かりますか。**

- 年末残高情報をマイナポータルで連携可能となった方には、e-Tax のメッセージボックスに年末残高情報を格納した旨の通知が届きます。この通知を受け取った後、年末残高情報のマイナポータル連携をご利用ください。
- 事前に e-Tax にメールアドレスの登録を行うことにより、登録されたメールアドレスにも格納した旨が通知されますので、是非ご利用ください。
- なお、年末残高情報のメッセージボックスへの格納は、2月中旬から10月まで、条件が整い次第、順次行うこととしています。
- また、e-Tax のメッセージボックスに通知が届かない場合は、借入先の金融機関等が年末残高調書を e-Tax 又は認定クラウド等で税務署に提出していない、又は年末残高調書の内容に漏れがある、もしくは正しく入力されていないなどの理由により、年末残高情報が連携できなかった可能性があります（残高調書の提出状況について確認したい場合は借入先の金融機関等へお問合せください）。
- その場合は、年末残高情報のマイナポータル連携は利用できませんので、住宅ローンの返済計画表等を基に、入力画面から直接入力を行っていただくようお願いします。

（注） 借入先の金融機関等から e-Tax 又は認定クラウド等により年末残高調書が税務署に提出されており、かつ、e-Tax のマイページ上での登録が完了した後、e-Tax のメッセージボックスに年末残高情報を格納した旨の通知が届くまでには、マイページでの登録を行った時期により要する日数が異なります。

- 1 新築住宅等に居住を開始した年の12月末までに登録を行った場合：翌年2月中旬に格納
- 2 上記の期間以降に登録を行った場合：2月中旬以降に順次格納

なお、2月中旬以降に登録を行った場合については、2～5日程度（土日祝日を除きます。）要します。

※ 11月から翌年2月中旬までの間については、年末残高情報は格納されません。この期間に格納されなかった年末残高情報は、2月中旬以降に格納されます。

【参考】登録を行った時期に対応する格納日の早見表

登録を行った時期	年末残高情報がメッセージボックスに格納される日
居住開始年の12月末まで	翌年2月中旬
1月～2月中旬	2月中旬以降に順次格納 ※2月中旬までに格納されなかった場合は登録を了した日から2～5日（土日祝日を除く）後
2月中旬～10月	登録を了した日から2～5日（土日祝日を除く）後 ※10月末までに格納されなかった場合は翌年2月中旬
11月～12月末	翌年2月中旬

所得税の法定申告期限（原則3月15日）の間際にマイページ上での登録を行った場合は、法定申告期限までに通知が届かない可能性がありますので、ご注意ください。

そのため、年末残高情報を取得するための各種手続は、新築住宅等に居住を開始した年の12月末までに実施していただくようお願いします。

**問 10-2 メッセージボックスに格納される年末残高情報の確認方法を教えてください。**

- メッセージボックスの確認にあたっては、[e-Tax ソフト \(WEB 版\)](#) からご確認いただけます。  
個人の利用者は、マイナンバーカード（※）による認証をしてログインを行っていない場合、メッセージボックスにおいて、年末残高情報を閲覧することができませんのでご注意ください。
- [e-Tax ソフト \(WEB 版\)](#) にログインした後に、メッセージボックスの「お知らせ・受信通知」にお進みいただき、受信フォルダ内の一覧から「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等情報」という件名のメッセージをご確認ください。
- 当該メッセージ内の「保存する (XML 形式)」 ボタンを押下することで、ご使用の端末に電子データ (XML 形式) で年末残高情報をダウンロードできるほか、「帳票を表示する」 ボタンを押下することで、格納された年末残高情報を帳票イメージの形式で確認することができます。
- 電子データ (XML 形式) でご自身の端末に保存した年末残高情報は、国税庁ホームページ「[確定申告書等作成コーナー](#)」において読み込んで使用することができます。

**問 10-3 メッセージボックスに格納される年末残高情報ではどのような情報が確認できますか。**

- e-Tax のメッセージボックスに格納された年末残高情報を確認する際に「帳票を表示する」 ボタンを押下することで年末残高情報の内容を帳票イメージの形式で確認することができます。
- 年末残高情報では、以下の帳票イメージのとおり、住宅借入金等の内訳、年末残高の金額、当初借入金額、償還期間、債権者（借入先金融機関）等の情報を確認することができます。

(年末残高情報の帳票イメージ)

提出年月日: 年 月 日		○ 新規 ○ 訂正 ○ 削除	
年分 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等情報			
住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所 (居所)		
	氏 名		
住宅借入金等の内訳			
住宅借入金等の金額	年末残高	円	
	当初金額	年 月 日	円
償還期間又は賦払期間		年 月 からの 年 月 まで	
(摘要)			
<input type="checkbox"/>	連帯債務者	名	
<input type="checkbox"/>	据置期間	年 月 間	
<input type="checkbox"/>	前払貸料融資金額	円	
<input type="checkbox"/>	借換有り		
(その他)			
住宅借入金等に係る債権者	住所 (居所) 又は所在地		
	氏 名 又 は 名 称	(電話) - -	
残高基準日: 年 月 日		証明年月日: 年 月 日	

(注 1) 借入れ等をしている方の住所及び氏名は、帳票イメージには表示されません。

(注 2) 債権者（借入先金融機関）等の情報のうち、「氏名又は名称」欄について、借入先金融機関の支店名や電話番号が表示されない場合がありますが、申告手続きにおいて、問題なくご使用いただけます。

**問11 確定申告書等作成コーナーで確定申告書を作成する際、年末残高情報がマイナポータル連携の対象情報として表示されません。なぜでしょうか。借入先の金融機関へ住宅ローン控除の適用申請書を提出しており、金融機関は e-Tax を利用して年末残高調書を税務署に提出していると聞いています。**

- 年末残高情報を取得するには、e-Tax とマイナポータルを連携させるための事前準備を行うほか、e-Tax のマイページから e-Tax からの情報取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバー等の提供を行うことが必要です。
- また、金融機関等から税務署に提出された年末残高調書について、申告される方の「マイナンバー（又は利用者識別番号）」、「氏名」、「住所」、「生年月日」等の情報に漏れがある、もしくは正しく入力されていない場合、マイナポータル連携の対象となりません（提出された年末残高調書の情報が正しく入力されていたか確認したい場合は借入先の金融機関等にお問い合わせください。）。
- その場合は、年末残高情報のマイナポータル連携は利用できませんので、お手元の住宅ローンの返済計画表等を基に、入力画面から直接入力を行っていただくようお願いいたします。
- なお、年末残高情報をマイナポータルで連携可能となった方には、e-Tax のメッセージボックスに年末残高情報を格納した旨の通知が届きます。この通知を受け取った後、年末残高情報のマイナポータル連携をご利用になれます。
- ただし、年末残高情報を取得可能となる条件を満たしてから、メッセージボックスに通知が届くまでには日数を要します。詳しくは[問10「年末残高情報をマイナポータルで連携可能であることは、どうすれば分かりますか。」](#)をご確認ください。

**問12 マイページでの事前準備を行いましたが、年末残高情報のマイナポータル連携ができません。なぜでしょうか。**

- 年末残高情報のマイナポータル連携をご利用いただくためには、申告される納税者の方が借入先の金融機関等に対して住宅ローン控除の適用申請書を提出し、金融機関等が年末残高調書を税務署に e-Tax 又は認定クラウド等により提出している必要があります。
- 例えば、税務署に提出された年末残高調書が法定期限後に提出されている、又は調書の内容に漏れがある、もしくは正しく入力されていない場合は、年末残高情報のマイナポータル連携をご利用いただけません。
- また、住宅ローン控除の適用申請書において、マイナンバーに代えて利用者識別番号を記載して金融機関等に提出している場合で、その後 e-Tax の利用者識別番号の変更を行い、年末残高調書に記載された利用者識別番号と異なることとなった場合についても、年末残高情報を取得することができなくなります。
- 年末残高情報をマイナポータルで連携可能となった方には、e-Tax のメッセージボックスに年末残高情報を格納した旨の通知が届きます。この通知を受け取った後、年末残高情報のマイナポータル連携をご利用になれます。
- ただし、年末残高情報を取得可能となる条件を満たしてから、メッセージボックスに通知が届くまでには日数を要します。詳しくは[問10「年末残高情報をマイナポータルで連携可能であることは、どうすれば分かりますか。」](#)をご確認ください。
- 事前準備を行ってから所要の日数を経過しても、e-Tax のメッセージボックスに通知が届かない（年末残高情報のマイナポータル連携を利用できない）場合は、お手元の住宅ローンの返済計画表等を基

に申告書入力画面から直接入力を行っていただくようお願いします。

**問13 マイページでの事前準備はいつまでに行えば良いですか。**

- 年末残高情報は、2月中旬から10月までの間に e-Tax のメッセージボックスに格納されますが、2月中旬（確定申告期間の開始時期）に取得したい場合は、その前年の12月末までに e-Tax のマイページにて情報取得を希望する旨の登録等の事前準備を行ってください。
- 上記の日程以降にマイページでの事前準備を行った場合は、2月中旬以降において順次、年末残高情報を格納しますが、11月から翌年2月までの間については、年末残高情報を格納できませんのでご注意ください。
- なお、2月中旬以降にマイページでの事前準備を行った場合は、年末残高情報の格納までに2～5日程度（土日祝日を除きます。）かかります。
- 年末残高情報をマイナポータルで連携可能となった方には、e-Tax のメッセージボックスに年末残高情報を格納した旨の通知が届きますので、この通知を受け取った後、年末残高情報のマイナポータル連携をご利用ください。

**問14 年末残高情報は毎年取得できるのですか。**

- 住宅ローン控除について、初年度の確定申告を行った場合は、翌年以降、年末残高情報は格納されません。
- 住宅ローン控除の確定申告を行った方については、「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（以下、この問において「控除証明書」といいます。）を交付します。（申告時に交付を「要しない」と選択された場合を除きます。）
- 金融機関等から年末残高調書の提出があった初年度の確定申告時に e-Tax による控除証明書の交付を希望された場合は、毎年11月中旬に e-Tax のメッセージボックスに控除証明書が格納されます。この控除証明書には、金融機関等から提出された年末残高調書に基づき、住宅借入金等の年末残高に関する事項や金融機関等名称が記載されますので、これを使用してお勤め先での年末調整又は確定申告を行ってください。

**問15 住宅購入後、住宅ローン控除の確定申告を行っていないのですが、過去何年間分の年末残高情報を取得できますか。**

- 住宅を購入してから住宅ローン控除の確定申告を行っていない場合については、最大過去5年間分までの年末残高情報が取得可能です。
- 例えば、令和6年に住宅を購入し、令和9年3月に住宅ローン控除の確定申告を初めて行う場合、令和6～8年分の年末残高情報をまとめて取得・申告することができます。
- 確定申告を行った後は、税務署から交付される「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」を使用して、お勤め先での年末調整又は確定申告を行ってください。

**問16 確定申告期間中に住宅ローン控除の確定申告を行わなかったのですが、年末残高情報は年中マイナポータル連携可能ですか。**

- 借入先である金融機関等が年末残高調書を期限内に e-Tax 又は認定クラウド等により税務署に提出しており、申告される方が、e-Tax のマイページにおいて、e-Tax からの情報取得を希望する旨の登録



等の事前準備を行っていただければ、年の途中においてもマイナポータル連携をご利用いただけます。

- 年末残高情報をマイナポータルで連携可能となった方には、e-Tax のメッセージボックスに年末残高情報を格納した旨の通知が届きます。この通知を受け取った後、年末残高情報のマイナポータル連携をご利用になれますが、年末残高情報を取得可能となる条件を満たしてから、メッセージボックスに通知が届くまでには日数を要します。詳しくは[問10「年末残高情報をマイナポータルで連携可能であることは、どうすれば分かりますか。」](#)をご確認ください。

**問17 年末残高情報のマイナポータル連携を利用して初めて住宅ローン控除の確定申告を行いました。翌年以降の申告方法について教えてください。**

- 年末残高調書を提出している金融機関等からの借入れに係る住宅ローン控除の確定申告を行った方については、「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（以下、この問において「控除証明書」といいます。）を税務署から交付します。（申告時に交付を「要しない」と選択された場合を除きます。）
- 金融機関等から年末残高調書の提出があった初年度の確定申告時に e-Tax による控除証明書の交付を希望された場合は、毎年11月中旬頃に e-Tax のメッセージボックスに控除証明書が格納されます。この控除証明書には、金融機関等から提出された年末残高調書に基づき、住宅借入金等の年末残高に関する事項や金融機関等名称が記載されますので、これを使用してお勤め先での年末調整又は確定申告を行ってください。
- また、e-Tax による交付を希望された場合は、住宅借入金等の年末残高に関する事項のほか、控除見込額（借換を行っている場合等を除く。）の記載された控除証明書を毎年取得することができ、マイナポータル連携を利用いただくことで該当項目に自動入力することもできますので、ぜひ e-Tax による交付をご利用ください。

**問 17-2 勤務先の年末調整で、e-Tax のメッセージボックスに格納された控除証明書を使用しようとしたが、勤務先が電子的控除証明書の受付に対応しておらず、書面の控除証明書が必要と言われました。どうすればいいですか。**

- 勤務先が年末調整で電子的控除証明書等の受付ができない場合など、書面の控除証明書が必要な場合は、「QRコード付証明書等作成システム」を利用して、電子的控除証明書等を書面で出力し、提出（提示）してください。
- 「QRコード付証明書等作成システム」のご利用につきましては、e-Tax ホームページ「[QRコード付証明書等作成システムについて](#)」をご確認ください。

**問18 年末残高情報を利用して住宅ローン控除の確定申告を行いました。控除証明書は e-Tax ではなく書面交付を希望しました。翌年以降の申告方法等はようになりますか。**

- 「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（以下、この問において「控除証明書」といいます。）について、確定申告時に書面による交付を希望された場合、11月中旬頃から順次送付されますが、e-Tax による交付とは異なり、2年目以後の住宅ローン控除適用期間に係る控除証明書がまとめて送付されます。
- 控除証明書がまとめて送付される関係上、住宅借入金等の年末残高に関する事項や金融機関等名称は2年目の年分の控除証明書にのみ記載されますので、それ以後のお勤め先での年末調整又は確定申

告に際しては、金融機関等から交付される住宅ローン返済計画表等を基に控除額の計算を行ってください。

- e-Tax による交付の場合は、住宅借入金等の年末残高に関する事項のほか、控除見込額（借換を行っている場合等を除く。）の記載された控除証明書を毎年取得することができ、また、マイナポータル連携を利用いただくことで該当項目に自動入力することもできますので、ぜひ e-Tax による交付をご利用ください。